資料５－１

# 宇治市献血推進協議会規約

（名称）

第１条　この会は、宇治市献血推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保し、もって地域住民の健康の保持及び向上等を推進することを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

（１） 献血思想の普及に関すること。

（２） 献血計画の作成及び実施に関すること。

（３） 献血推進のため関係機関との連絡調整に関すること。

（４） その他、協議会の目的達成に必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、委員 15 名以内をもって組織し、別表に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

２　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

３　委員は、再任されることを妨げない。

（役員）

第５条　協議会に会長を 1 名、副会長及び監事をそれぞれ 2 人置く。

２ 会長及び副会長・監事は、委員の互選によって定める。

（役員の職務）

第６条　会長は、協議会を代表し会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

３　監事は、会計を監査する。

（会議）

第７条　協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

（議事）

第８条　会議は、委員総数の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

２ 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合の時は、会長の決するところによる。

（代理）

第９条　やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。

２ 前項の場合における前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

（意見の聴取等）

第１０条 会長は、協議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会計）

第１１条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

２　協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

３　会計は当該年度決算の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

（事務処理のための組織）

第１２条 協議会の事務局は、健康づくり推進課内に置く。

２　事務局に事務局長及び事務職員を置く。

３　健康づくり推進課長を事務局長とする。

４　協議会の庶務会計は、事務局において処理する。

（規約の改廃）

第１３条 規約の改廃は、会議において出席委員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

（その他）

第１４条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長及び事務局で協議して定める。

（附則）

１　この規約は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

２　この規約は、平成 16 年 8 月 3 日付けで一部改正する

３　この規約は、平成 23 年 8 月 15 日付けで一部改正する。

４　この規約は、平成 27 年 5 月 8 日付けで一部改正する。

５　この規約は、平成 28 年 5 月 30 日付けで一部改正する。

６　平成 27 年 8 月に委嘱され、又は任命される委員の任期に係る第 4 条 2 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは「平成 30 年 3 月 31 日まで」とする。

７　この規約は、平成 29 年 5 月 29 日付けで一部改正する。

８　この規約は、令和 4 年 7 月 1 日付けで一部改正する。

９　**この規約は、令和 8 年 7 月 1 日付けで一部改正する。**

別表

# 宇治市献血推進協議会委員名簿

| | 団体名 |
|---|---|
| 1 | 一般社団法人　宇治久世医師会 |
| 2 | 一般社団法人　宇治青年会議所 |
| 3 | 宇治市女性の会連絡協議会 |
| 4 | 宇治久世薬剤師会 |
| 5 | 社会福祉法人　宇治市社会福祉協議会 |
| 6 | 一般財団法人　宇治市スポーツ協会 |
| 7 | 宇治市消防団 |
| 8 | 宇治久世歯科医師会 |
| 9 | 宇治商工会議所 |
| 10 | 京都城南ライオンズクラブ |
| 11 | 京都府山城北保健所 |